

山梨県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和4年5月20日 13時30分から17時00分まで 県防災新館 404 会議室 (テレビ会議の形式により実施)	
委員	委員長: 森 一博 (山梨大学教授) 委員長代理: 松野 範子 (一級建築士) 委員: 鈴木 優典 (山梨学院大学教授) 中澤 秀昭 (弁護士)	
審議対象期間	令和4年1月1日～令和4年3月31日	
総契約件数	323 件	(備考) 審議件数 ・一般競争入札 5 件 ・通常指名競争入札 1 件 ・随意契約 1 件
一般競争入札	304 件	
(総合評価)	(252 件)	
通常指名競争入札	18 件	
随意契約	1 件	
指名停止状況	3 件	
私的独占又は不当な取引制限に係る情報処理状況	0 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	審議した7件については、適正に処理されている。	

別紙

《抽出事案の審議》

1〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔治山林道課-21-0004 葛野治山工事(明許)(余フ)〕

〈工事概要〉

山腹工 A=2.30ha

簡易法砕工 3,220m<sup>2</sup>

特殊植生基材客土吹付工 4,861m<sup>2</sup>

水路工等(モルタル)473m

植栽工等 64本

〈予定価格〉

142,505,000円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 県内
- ・競争入札参加資格 土木工事業 A
- ・企業の施工実績 7千万円以上の河川・砂防工事  
ただし、元請として請負い平成18年4月1日から入札参加資格締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- ・配置予定技術者の資格 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者。

〈質疑応答〉

Q) 本件は1者入札となっているが、先ほどの説明によると、現場の地形的条件も含め難易度が高いことと、地盤の状況が不安定であり機材の運搬にも負荷を要することから、業者側からすると、入札に参加しづらい条件が備わっていたと推察しているということでしょうか。

A) はい。

Q) 平成24年からこの工事が進められてきたということだと思うが、過去の当該現場の入札状況も芳しくなかったか。

A) 平成23年度に災害関連緊急治山事業を導入した際には、4者が応札しているが、平成24年度からの復旧治山事業については、1者入札となっている。

Q) 過去の工事と同じ業者が請け負っているのか。

A) 同じ業者である。

Q) 一度工事を請け負うと、業者からすると、継続して請け負いやすい面があるか。

A) おそらくではあるが、一度請け負った業者の方が現場の状況を把握しているため、継続して請け負いやすい面はある。

2〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔**峡東林環事-21-0170 大口山治山工事(明許)(余フ)(2補)**〕

〈工事概要〉

谷止工(コンクリート)1基 L=33.0m、H=7.5m、V=437.4m<sup>3</sup>  
土工 V=855m<sup>3</sup>、コンクリート打設工 V=444m<sup>3</sup>、  
ブロック積工 A=27m<sup>2</sup>、植生帯筋工 L=66m、  
植生ネット工 A=70m<sup>2</sup>

〈予定価格〉

54,678,800円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 峡東林務環境事務所管内
- ・競争入札参加資格 土木工事業 A又はB
- ・企業の施工実績 1千6百万円以上の河川・砂防工事  
ただし、元請として請負い平成18年4月1日から入札参加資格締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- ・配置予定技術者の資格 予定価格が8千万円未満のため不要

Q) 今回3者の参加があったが、2者については技術者の配置ができずに辞退したとの説明があった。業者にヒアリングをしたのか。

A) 辞退届により確認している。

Q) 何年かにわたり施工された既設の谷止工があるが、同じ業者が請け負っているのか。

A) それぞれ異なる業者が請け負っている。

Q) 今後の施工計画もあるが、施工順序については、下流側から施工していくのが一般的なのか。

A) 治山工事の谷止工については、下流側から施工していく場合が多い。

3〔一般競争入札（総合評価落札方式）（事前審査型）〕

〔道路整備課・21-0041 国道140号(新山梨環状道路東部区間2期)渋川第一橋(仮称)下部工事(一部債務)(余フ)(2補)〕

〈工事概要〉

逆T式橋台 N=2基 H=12. 2~12. 9m、

V=1, 388m<sup>3</sup>

鋼管ソイルセメント杭(φ1000/φ800)

L=37. 0m、N=50本

仮設工 1式(防護施設)

〈予定価格〉

435, 105, 000円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 (代表構成員) 県内  
(構成員) 県内
- ・競争入札参加資格 (代表構成員) 土木工事業A  
(構成員) 土木工事業A
- ・企業の施工実績 (代表構成員) 杭長18m以上の基礎杭を含む橋梁下部工事  
ただし、元請として請負い平成18年4月1日から入札参加資格締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- ・配置予定技術者の資格 (代表構成員・構成員) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者

〈質疑応答〉

Q) 本工事の難易度は高いものであるか。

A) 普通の評価となっている。

Q) 応札が1JVになった理由は何か。

A) 明確な理由は判りかねるが、発注同時期に同様の工事を6件発注していたことや、一般的に言われている技術者の不足が理由であると推測している。

Q) 同時期に発注が重なったということということであるが、技術的に同時期に発注しなければいけない理由があったのか。

A) 用地の取得状況や、リニアの開業に合わせた整備目標、全体事業計画に伴う予算措置状況などの要因により、同時期に重なったと考える。

4〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔営繕課-21-0283 県民文化ホール舞台機構改修工事(明許)(余指)(2補)〕

〈工事概要〉

構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建て

延べ面積 19,930m<sup>2</sup>

改修内容 大小ホール舞台機構・制御部(吊物装置用巻上機、ワイヤロープ、操作盤、制御盤類、各リミットスイッチ等)の改修工事

〈予定価格〉

425,370,000円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 指定なし
- ・競争入札参加資格 機械器具設置工事業(要特定)
- ・企業の施工実績 請負金額が1億円以上の機械器具設置工事  
ただし、元請として請負い平成18年4月1日から入札参加資格締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- ・配置予定技術者の資格 機械器具設置工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する者。
- ・配置予定技術者の施工実績 完成時に監理技術者、主任技術者、担当技術者(完成時にCOLINSに登録された者に限る)又は監理技術者資格者証を有した現場代理人(完成時にCOLINSに登録された者に限る)として平成18年4月1日から入札参加資格締切日までに「企業の施工実績」と同様の施工従事経験を有する者

〈質疑応答〉

- Q) 県民文化ホールは築40年ほどになるかと思うが、当初の機器導入に関わった業者が今回も受注したと見受けられるが、このような機器の場合、既にある機器更新については、他の業者は受注しにくいものであるか。
- A) 他の業者が受注できないということはないが、過去の大ホール、小ホールを改修した際には、同じ業者が受注している。
- Q) 今回は、既存の機器を残しながらの改修か、全面的な改修か。
- A) 前回は一部改修であったが、今回は全面改修であり。全面改修は初めてである。
- Q) 県内に資格者がいなかったとのことであるが、具体的にはどのような状況であったか。
- A) 県内で対象業者は10者あるが、請負金額1億円以上の施工実績がある業者がない。
- Q) この規模の工事となると、県内業者が受注するのは難しいという状況が続いているということか。
- A) その通りである。

5〔一般競争入札（事後審査型）〕

〔新環状建設-21-0082 国道 140 号(新山梨環状道路東部区間1期)植栽工事その2(明許)〕

〈工事概要〉

植生工 A=4,620㎡

〈予定価格〉

29,315,000円（消費税含む）

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 中北建設事務所管内
- ・競争入札参加資格 造園工事業
- ・企業の施工実績 請負金額1千万円以上の造園工事  
ただし、元請として請負い平成18年4月1日から入札参加資格締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- ・配置予定技術者の資格 予定価格が8千万円未満のため不要

〈質疑応答〉

Q)5者の辞退理由について不明ということであったが、業者からの辞退届に記載のあった辞退理由を教えてください。

A)総合評価方式の場合は、辞退届の提出が必須であるが、本件については、一般競争入札(事後審査型)であるため、辞退届の提出は必須ではない。任意で提出された辞退届が1件あったが、別の工事に技術者を配置するため辞退ということであった。

6〔通常指名競争入札〕

〔富東建設事-21-0469 桂川外簡易型河川監視カメラ設置工事(明許)〕

〈工事概要〉

簡易型河川監視カメラ設置 N=6基

〈予定価格〉

5, 313, 000円(消費税含む)

〈指名業者選定の基準〉

1. 電気通信の工種に該当する資格を有し、業者状態が正常で納税状態が完納な業者は163社である。
2. 本店所在地が県内にある45社を選定した。
3. 本店所在地が当事務所管内にある7社を選定した。
4. 総合数値を基準に上位5社を選定した。

Q) 説明によると、国交省の判断により、洪水時のリアルタイムの情報を得るために簡易型カメラの設置が進められているとのことであるが、2020年度末までに整備するということであったか。

A) 国交省においては、2020年度末までに約3, 700カ所設置するとしている。国における設置状況等を受け、県が管理する河川については、順次設置をしてきた。

Q) 現時点では、今回の6基の設置により完了ということか。

A) 今のところは今回の6基を加えた42基で完了である。ただ、今後の状況に応じて見直しの可能性はある。

Q) 説明の中で、辞退理由について資材費の高騰を挙げていたが、辞退した3者においては、予定価格では工事が難しいということだったのか。

A) 直接辞退理由を確認できてはいないが、昨今すべての資材が高騰しているため辞退の原因として考えている。

Q) 材料費等の積算時点と入札の段階でタイムラグがあると思うが、その中で、ウクライナの情勢や感染症の影響等、様々な要因で資材が右肩上がりとなっているということか。

A) この工事に限らず、県では国に準じてスライド条項の運用を定めているところである。実際に、スライド条項の適用を求める声があがっているため、原材料等の価格が上昇していると考えられる。

7〔随意契約〕

〔中北農務事-21-0123 豊富南部地区 1工区区画整理付帯工事〕

〈工事概要〉

付帯工一式

耕起 A=2.6ha

石礫除去 A=0.5ha

〈予定価格〉

3,982,000円(消費税含む)

〈質疑応答〉

Q) 本件は、競争入札が不利になるため随意契約としたとのことであるが、一般論として、工事を分割して連続して発注する場合、多くの工事が同様に随意契約となってしまうと思うが、本件が随意契約であることが適正である理由をもう一度説明してほしい。

A) 時系列で説明すると、1期工事としては場整備1工区(その1)工事が令和3年3月完了、その後、2期工事として本件の近接工事を発注している。後追いで本工事の発注となったため、随意契約とした。

Q) 競争入札にすると価格的にも不利になるということによろしいか。

A) 概算で計算すると、諸経費率は79%のところ、34.5%まで下げることができる。削減額約120万円となっている。そのため、随意契約の方が県側にとっても有利と判断した。

Q) 本工事場所は、2期工事と隣接しているものの、異なる場所であるということで間違いはないか。

A) 異なる場所である。本工事場所は、1期工事の場所である。

Q) 2期工事完了後に本工事を発注したのか。

A) 期間に重複はあるが、2期工事が完了に近づいている時点で発注した。

Q) そうなると、環状道路等にもみられるように、断続的に近接した場所で同様の工事を行っている中で、これまでの説明からすると、「資材等が残っているから次の工事も発注できる」という議論につながりやすいように思えるがいかがか。

A) 本工事と隣接工事は、工種が全くことなるため、資材の共有等はあたらない。現場事務所は共有できる。

Q) 全く異なる工種であるということは、例えば建物の工事にかかる追加工事で仮設が使用できるため有利であると判断したという場合とは異なると思うが、単に場所が隣接しているため従前の事務所や資材置き場等が利用できるため、有利であると判断したということか。

A) それに加え、重機が兼用できることや現場監督が兼務できるということである。

また、区画整理工事として最終的に必要な工事であり、全く関連性がない工事ということではない。

Q) この工事は特に急いでいたという背景はあるか。

A) 耕作者になるべく早く引き渡したい、農作業が始まる5月までには完了させたいということがあった。

Q) 本件の受注業者は、当該地域における3つの工事を請け負っており地域に詳しいため随意契約としているということであるが、その工事の請負金額を教えてください。

A) 1期工事、2期工事とも一般競争入札であり、請負金額は、1期工事99,821千円、2期工事2,849万円である。

Q) 落札率はどうか。

A) 2期工事の落札率は94.9%。一期工事については、手元に資料がないため回答できない。

Q) 金額の妥当性について確認したい。見積り合わせを実施していると思うが、参加業者数、金額等について教えてほしい。

A) 単独随意契約のため、見積り合わせをしていない。県の基準に基づいた積算をしている。

Q) 本工事に関しては、見積り合わせをしていないということか。

A) はい。

Q) 随意契約については、県、市町村等ガイドライン等の指針があると思うが、そもそも見積り合わせを随意契約で求めているということか。

A) 県の「建設工事における随意契約の指針」でも見積り合わせを行うということは明記されていない。

Q) どのようにして金額の妥当性を判断しているのか。

A) 県が積算基準に基づいて積算しており、システムにおける入札額が県の積算金額以下であることで落札者決定となる。

Q) 今回の場合、既存の施設利用等の事情を反映して積算を行うということか。

A) それも踏まえて積算を行っている。

Q) 県の積算基準をベースに妥当性を担保しているということか。

A) はい。

Q) 県の積算基準については、事前に受注者に知らせずに、見積りと事前の県の積算と比較をしている。

A) はい

Q) その結果が99.45%ということか。

A) はい

Q) 実質的に、県の見積りの方法について、業者は把握しているのか。

A) 市販されている積算システムもあるので、業者側はそれを用いて積算をしている。